

自殺対策庁内連絡会議設置要綱

(設置目的)

第1条 自殺対策基本法に基づき実施する庁内各課の施策等について、相互の情報共有と「自殺対策協議会」との連携を図るため、自殺対策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する庁内各課との情報の共有化に関すること。
- (2) 自殺対策に関する関係課の役割と施策の実施に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、別表に掲げる課をもって構成する。

2 連絡会議には会長を置き、健康福祉部副部長をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は連絡会議事務を代表し、会務を総理する。

3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年8月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。

(別表)

自殺対策庁内連絡会議構成課

No	部名	所属名
1	政策部	政策チーム
2	危機管理・報道局	危機管理防災課 消防保安室
3	総務部	法務私学課
4	総務部	人事課
5	県民環境部	くらしの安全安心課
6	県民環境部	人権・同和対策課
7	健康福祉部	社会福祉課
8	健康福祉部	長寿社会課
9	健康福祉部	医務課
10	健康福祉部	薬務課
11	健康福祉部	健康福祉政策課
12	健康福祉部	総合福祉センター
13	健康福祉部	精神保健福祉センター
14	男女参画・こども局	こども未来課
15	男女参画・こども局	こども家庭課
16	男女参画・こども局	男女参画・女性の活躍推進課
17	産業労働部	産業人材課
18	産業労働部	産業政策課
19	農林水産部	生産者支援課
20	教育委員会事務局	教職員課
21	教育委員会事務局	学校教育課
22	教育委員会事務局	保健体育課
23	佐賀県警本部	生活安全企画課
24	健康福祉部	障害福祉課